

大分県地域防災計画

(地震・津波対策編)

令和6年9月

大分県防災会議

目 次

第1部 総 則	- 1 -
第1章 計画の目的.....	- 2 -
第1節 計画の目的.....	- 3 -
第2節 計画の性格と内容.....	- 3 -
第3節 計画の理念.....	- 3 -
第4節 計画の位置づけ.....	- 4 -
第5節 計画の修正.....	- 5 -
第6節 計画の周知.....	- 5 -
第2章 大分県の地勢.....	- 7 -
第1節 地形及び地質.....	- 8 -
第2節 災害の素因と誘因及び災害に対する基本的な考え方.....	- 11 -
第3章 大分県における地震・津波の特性.....	- 14 -
第1節 地域ごとの特性.....	- 15 -
第2節 海溝型地震と活断層型地震等の特性.....	- 18 -
第3節 県内に被害を及ぼした地震・津波.....	- 20 -
第4章 地震・津波の想定.....	- 26 -
第1節 地震・津波想定.....	- 27 -
第2節 被害想定.....	- 32 -
第5章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	- 52 -
第2部 災害予防	- 59 -
第1章 災害予防の基本方針等.....	- 60 -
第1節 災害予防の基本的な考え方.....	- 61 -
第2節 災害予防の体系.....	- 63 -
第2章 災害に強いまちづくり.....	- 64 -
第1節 被害の未然防止事業.....	- 66 -

第2節	災害危険区域等の対策	- 70-
第3節	防災施設の災害予防管理	- 70-
第4節	都市・地域の防災環境整備	- 71-
第5節	建築物等の安全性の確保	- 73-
第6節	公共施設等の災害予防	- 74-
第7節	特殊災害の予防	- 80-
第8節	地震防災緊急事業5箇年計画の推進	- 83-
第9節	防災調査研究の推進	- 83-
第10節	社会資本の老朽化対策	- 84-
第3章	災害に強い人づくり	- 85-
第1節	自主防災組織	- 88-
第2節	防災訓練	- 92-
第3節	防災教育	- 103-
第4節	消防団・ボランティアの育成、強化	-108-
第5節	要配慮者の安全確保	-110-
第6節	帰宅困難者の安全確保	-115-
第7節	県民運動の展開	-116-
第4章	迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置	-117-
第1節	初動体制の強化	-120-
第2節	活動体制の確立	-125-
第3節	津波からの避難に関する事前の対策	-133-
第4節	個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実	-136-
第5節	救助物資の備蓄	-139-
第5章	その他の災害予防	-141-
第1節	災害対策基金の確保	-142-
第3部	災害応急対策	-143-
第1章	災害応急対策の基本方針等	-144-
第1節	災害応急対策の基本方針	-145-
第2節	県民に期待する行動	-146-
第3節	災害応急対策の体系	-148-
第2章	活動体制の確立	-149-

第1節	組織	-150-
第2節	動員配備	-172-
第3節	通信連絡手段の確保	-180-
第4節	気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達	-183-
第5節	災害情報・被害情報の収集・伝達	-202-
第6節	災害救助法の適用及び運用	-211-
第7節	市町村への支援	-218-
第8節	広域的な応援要請	-221-
第9節	防災ヘリコプターの運用体制の確立	-225-
第10節	自衛隊の災害派遣体制の確立	-228-
第11節	他機関に対する応援要請	-236-
第12節	技術者、技能者及び労働者の確保	-238-
第13節	ボランティアとの連携	-241-
第14節	帰宅困難者対策	-243-
第15節	応急用・復旧用物資及び資機材調達供給	-244-
第16節	交通確保・輸送対策	-246-
第17節	広報活動・災害記録活動	-257-
第3章	生命・財産への被害を最小限とするための活動	-261-
第1節	地震・津波に関する情報の住民への伝達等	-262-
第2節	地震・津波に関する避難の勧告・指示等及び誘導	-268-
第3節	津波からの避難	-273-
第4節	救出救助	-277-
第5節	救急医療活動	-281-
第6節	消防活動	-289-
第7節	二次災害の防止活動	-291-
第4章	被災者の保護・救護のための活動	-294-
第1節	避難所運営活動	-295-
第2節	避難所外被災者の支援	-302-
第3節	食料供給	-304-
第4節	給水	-308-
第5節	被服寝具その他生活必需品給与	-311-
第6節	医療活動	-315-
第7節	保健衛生活動	-317-
第8節	廃棄物処理	-320-

第9節	行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬	-321-
第10節	住宅の供給確保等	-324-
第11節	文教対策	-329-
第12節	社会秩序の維持・物価の安定等	-334-
第13節	義援物資の取扱い	-336-
第14節	被災動物対策	-337-
第5章	社会基盤の応急対策	-338-
第1節	電気、ガス、上・下水道、通信の応急対策	-339-
第2節	道路、河川、都市公園、港湾、漁港、空港、鉄道の応急対策	-340-
第4部	災害復旧・復興	-341-
第1章	災害復旧・復興の基本方針	-342-
第2章	公共土木施設等の災害復旧	-344-
第3章	被災者・被災事業者の自立支援体制の確立	-346-
第4章	被災者支援に関する各種制度の概要	-349-
第1節	経済・生活面の支援	-350-
第2節	住まいの確保・再建のための支援	-360-
第3節	農林漁業・中小企業・自営業への支援	-370-
第5章	激甚災害の指定	-375-
第1節	激甚災害指定の手続	-376-
第2節	特別財政援助	-381-
第5部	南海トラフ地震防災対策推進計画	-383-
第1章	総則	-384-
第1節	推進計画の目的	-385-
第2節	地震防災対策推進地域及び津波避難対策特別強化地域	-385-
第3節	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務 又は業務の大綱	-385-

第2章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助	-386-
第1節 津波からの防護のための施設の整備等	-387-
第2節 津波に関する情報の伝達等	-387-
第3節 津波対策等	-388-
第4節 消防機関等の活動	-388-
第5節 水道、電気、ガス、通信、放送各事業者の対応	-388-
第6節 交通対策	-389-
第7節 県が自ら管理又は運営する施設に関する対策	-390-
第8節 迅速な救助	-391-
第3章 時間差発生等における円滑な避難の確保等	-392-
南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	
第1節 第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等	-394-
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	
第1節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達、災害警戒本部等の設置等	-394-
第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知	-394-
第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等	-394-
第4節 災害応急対策をとるべき期間等	-395-
第5節 避難対策等	-395-
第6節 消防機関等の活動	-396-
第7節 警備対策	-396-
第8節 水道、電気、ガス、通信、放送各事業者の対応	-396-
第9節 金融	-397-
第10節 交通対策	-397-
第11節 県が自ら管理又は運営する施設に関する対策	-398-
第12節 滞留旅客等に対する措置	-399-
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	
第1節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達、災害警戒本部等の設置等	-399-
第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知	-399-

第3節 災害応急対策をとるべき期間等.....	-399-
第4節 県のとるべき措置	-400-
第4章 関係者との連携協力の確保	-401-
第1節 資機材、人員等の配備手配.....	-402-
第2節 他機関に対する応援要請.....	-402-
第3節 帰宅困難者への対応.....	-402-
第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備.....	-403-
第6章 防災訓練.....	-405-
第7章 地震防災上必要な教育及び広報	-407-
第8章 津波避難対策緊急事業計画	-409-
第9章 南海トラフ地震防災対策計画.....	-411-
修正の経過.....	-413-